

令和6年 第8回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和6年8月27日(火) 午前9時40分より
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、高橋延次委員、富沢清美委員
説明員：南雲子育て教育部長、田村子育て支援課長、南雲認定こども園長、角谷教育係長
欠席者：上村麻美委員、岡村管理指導主事

3 開 会

午前9時40分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和6年第8回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、富沢委員とする。

議案5件、協議事項なし、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定について

(教育長) 議案第1号独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱の制定について、事務局お願ひします。

(子育て教育部長) 子育て教育部長、南雲から説明させていただきます。議案第1号をご覧ください。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金ですが、この共済は子供たちに掛けている保険です。保険料の徴収については、本来要綱を定めてそれに従い事務をしなければならないところ、この日本スポーツ振興センターからの指摘により要綱がないことが判明し、今回要綱を制定させていただくというものです。中身は、徴収の方法や金額などを定めており、要保護や準要保護の場合には共済掛金を徴収しないということについてもこの中に定められています。内容については、スポーツ振興センターが標準的な要綱として示しているもの、そのままでございます。以上です。

(教育長) ありがとうございました。この日本スポーツ振興センターの共済というのは、子供たちが学校の正規の教育活動の中において、事故やけがに遭った場合にそれを保障するものであります。学校長が認める学校の管理下というものに当たります。例えば家を出てから通

学路を通り学校に来るまでの間、そこで事故に遭った場合もこれは該当します。学校が定める教育活動の中での事故、けが等に対する共済、それを運用するに当たっての要綱の設置がなされていなかったということでの提案がありました。第1号議案について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(委員) 以前学校で病気か何かで具合が悪くなり亡くなつた方がいたときに、保険の話を聞いたことがあります。スポーツや通学も関係するということが分かりました。昔からこういうものにはあったということを記憶しています。遊んでいて転んで頭を打つとか、そういうものにも該当するので学校の途中とか、通学の途中で出るということになれば、スポーツに関係なくともある程度の幅広い保障があるのかなと思います。

(子育て教育部長) 学校活動は全部対象になります。

(教育長) スポーツ振興センターがそれを担っています。

(委員) 全てのいわゆる学校活動であれば対象になる。

(子育て教育部長) 家庭内については対象ではありません。

(委員) 分かりました。

(教育長) 同じ通学でも正規の通学路を正規の認めた方法で行っている場合に限られるため、以前下越の学校で、朝早く部活でおじいさんが車で送迎した時に、事故に遭つて亡くなつてしまつたということがあしました。そういうときには適用されません。

(委員) 通路が違うということか?

(教育長) 校長が認めた通学路ではなかつたため、いわゆる逸脱行為の場合は適用されないこともあります。

(委員) その場合、車を使つていたということは、特に通学路に指定されたところを通つていれば、学校にクラブ活動や何かで親御さんが車で送つた場合にも基本的には出るということですか?

(教育長) 細かいところまでは分からぬのですが、定められた経路を定められた方法でということなので、多分該当しない可能性があります。細かいところはよく見ないと分からないのですが、いわゆる校長が認めた学校の管理下における事故に対する共済ですので、スポーツに限らず全教育活動が該当します。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) ほかにご質問はありますでしょうか。

(なし)

(教育長) なければ、要綱の制定についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございました。第1号議案は承認されました。

議案第2号 湯沢町文教施設整備委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について

(教育長) 続いて第2号議案、湯沢町文教施設整備委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て教育部長) 説明させていただきます。この湯沢学園をつくるときに、この文教施設整備委員会というのを置いて、整備内容とかをご審議いただきましたが、その期間における設置要綱がいまだに残っていたということで、今回廃止する提案させていただくということです。以上です。

(教育長) ありがとうございました。これについては、廃止する要綱ということですので、特に中身はございません。これについて特に質問もないかと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

(教育長) では、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございました。

議案第3号 湯沢町学校統合等記念事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

(教育長) 第3号議案に移らせていただきます。湯沢町学校統合等記念事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て教育部長) 説明させていただきます。湯沢学園が5つの小学校を統合して湯沢小学校になりましたが、そのときに各5校で記念誌を作ったり、閉校や校舎のお別れ会などの式典を行いました。式典で配るノベルティーの作成費用などを町から補助するために制定した要綱が廃止されずに残っていたということで、今回廃止をさせていただくということです。ちなみに、そのときに作った閉校の記念誌を今日持ってきました。このようなものを作ったときの要綱ということです。以上です。

(教育長) ありがとうございました。ちょうど開校から10年という時を経て、今改めてこの要綱廃止を提案していただきましたが、懐かしい記念誌もそこにありますので、よろしかったら終わった後ご覧いただければと思います。

(委員) ちなみに、私はみんな持っています。そのとき1年間だけ教育委員をさせていただきました。

(教育長) では、これも質問はよろしいでしょうか。

(なし)

(教育長) これも廃止について賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございました。第3号議案も承認されました。

議案第4号 湯沢町スケートボード施設ニーズ調査事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について

(教育長) 続きまして、議案第4号湯沢町スケートボード施設ニーズ調査事業補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て教育部長) 説明させていただきます。平成29年4月27日制定要綱となります。この頃、スケートボード施設を整備する要望が地域からあり、ニーズはどのぐらいあるのかといったことを調べるため、調査費用を補助する要綱を制定しました。1回限りの補助金ですので、事業が終われば廃止するのが普通なのですが、これも残っていたということで、今回廃止させていただくものです。以上です。

(教育長) ありがとうございました。この件も質問はなしで、すぐよろしいでしょうか。

(なし)

(教育長) それでは、廃止についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございました。承認されました。

議案第5号 令和6年度準要保護児童生徒の就学援助の承認について【非公開】

挙手全員で議案第5号は承認

6 協議事項

なし

7 報告連絡事項

- ① 湯沢学園の様子について
- ② 臨時議会について
- ③ 各課係より報告

なし

8 その他

- ① R6.10月委員会会議開催予定日について
第10回湯沢町教育委員会会議は10月24日(木)とする。
- ② その他
なし

9 閉会

午前10時22分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和6年9月25日

湯沢町教育委員会教育委員会 種村 公夫

署名委員 富沢 清美